

解説



金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長

さいとう たかふみ
齊藤 貴文

金融庁企画市場局企業開示課課長補佐

とみなが み ゆ き
富永 三友紀



CPD

「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について

I はじめに

令和6年3月29日、「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）が公表され、4月1日から施行されている。本ガイドラインは、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）及び監査法人（以下「公認会計士等」という。）向けに策定されたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン対策等」という。）に関するガイドラインである。後述するが、本ガイドラインの対象となる業務の範囲は公認会計士等が行う一定の取引（宅地・建物の売買等に関連する財務相談業務の一部）であり、監査証明業務は対象ではない。

本稿は、公認会計士等に対して求められるマネロン対策等や本ガイドラインについての解説を行うものである。なお、意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめ申し添えておく。

II 背景・経緯

1 公認会計士等にマネロン対策等が求められている背景

まず、金融機関等だけでなく、公認会計士等にもマネロン対策等が求められている背景について説明する。公認会計士や弁護士等の法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を活かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。一方、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

また、金融機関等に対する規制が効果的に実施されるに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、金融機関等を通じる手段に加えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどの手段を用いるようになって

てきたことを、Financial Action Task Force(金融活動作業部会。以下「FATF¹」という。)等は指摘している。

実際に、国家公安委員会が公表している「犯罪収益移転危険度調査書」(令和5年12月)では、ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実体のない会社を設立した上で、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、犯罪収益を隠匿する口座として悪用した事例等が紹介されている。

こうしたことから、従来からFATF「40の勧告²」において、公認会計士等についても、弁護士や不動産業者等とともに、Designated Non-Financial Businesses and Professions(指定非金融業者・職業専門家。以下「DNFBPs³」という。)の1つとして、マネロン規制の対象とするように求められており、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)においても、金融機関等とともに法令上の各種の義務が求められる「特定事業者」として掲げられている。

2 FATF第4次対日相互審査の結果を踏まえた対応

令和3年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査の結果、我が国のマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動(以下「拡散金融」という。)への資金供与への対策は、全体として成果を上げていと評価された。一方で、金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止、マネー・ローンダリング・テロ資金供与の捜査・訴追などに優先的に取り組む必要があると指摘された。指摘の中には、DNFBPsが行うべきマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策義務の改善についても含まれていた。例えば、公認会計士等を含む一部の

DNFBPsに対しては、顧客との取引時に確認する事項が一部に限られていることや、疑わしい取引の届出義務が課されていないこと等である。

こうしたFATF第4次対日相互審査の結果を踏まえ、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するため、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第97号。以下「FATF勧告対応法」という。)が第210回国会に提出され、令和4年12月に成立し、公布された。

FATF勧告対応法の中で、犯罪収益移転防止法の一部改正も行われ、公認会計士等や行政書士等をはじめとする一部の士業者に対し、取引時確認の項目の追加等が新たに求められることとなった。なお、公認会計士等に関連する改正については、令和6年4月1日から施行されている。

また、FATF第4次対日相互審査報告の公表を契機として、政府一体となって強力にマネロン対策等を進めるべく、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」が令和3年8月に設置されており、金融庁も幹事として構成員に加わっている。会議では、今後3年間の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定し(令和3年8月)⁴、取組みのフォローアップ等を行っている。

行動計画の3(1)において、「マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、適切な監

督態勢を整備するほか、リスクベースでの検査監督を強化する」とされており、本ガイドラインは、当該行動計画も踏まえ、また、改正犯罪収益移転防止法の円滑な施行等を目指し策定されたものである。

III 公認会計士等に求められるマネロン対策等

先述のとおり、公認会計士等についても、マネロン対策等が求められているところ、本節においては、犯罪収益移転防止法等で求められている義務について説明する。

1 犯罪収益移転防止法上の義務

(1) 犯罪収益移転防止法の対象業務

重要な点として、特定事業者が行う業務の全てが必ずしも犯罪収益移転防止法上の各種義務の対象となるわけではなく、FATF基準⁵に沿って、義務の対象となる業務(以下「特定業務」という。)の範囲が定められており、公認会計士等の場合、監査証明業務については対象となっていない。公認会計士等の特定業務は、公認会計士法第2条第2項若しくは第34条の5第1号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする①宅地又は建物の売買に関する行為又は手続、②会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続、③現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分についての代理又は代行に係るものが対象である⁶。具体的に犯罪収益移転防止法上の義務の対象となるものは、例えば、財務に関する相談業務に付随した会社設立等の手続等が考えられる。

(2) 犯罪収益移転防止法上の義務

改正前の犯罪収益移転防止法においても、公認会計士等に対して、一定のマ

ネロン対策等は求められていた。具体的には、取引時確認における本人特定事項の確認や、確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存等といったものである。先述のとおり、FATF第4次対日相互審査を踏まえた犯罪収益移転防止法の改正により、公認会計士等を含む法律・会計等専門家に対して所要の規定の整備が行われた。具体的には、①取引時確認の確認事項に、従来から義務付けられていた本人特定事項の確認に加え、取引を行う目的、職業(法人の場合は事業の内容)及び法人の実質的支配者の確認が求められることとなり、②疑わしい取引の届出の義務も課せられることとなった。

2 外為法及び財産凍結法上の義務

マネロン対策等に関する法制度は、犯罪収益移転防止法だけでなく、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「財産凍結法」という。)等がある。

これらの法令で規定されている資産凍結義務は何人にも課されている義務であり、公認会計士等においても、個々の依頼人のほか、依頼内容が金銭等の取引である場合には取引の内容等にも着目し、各規制に該当しないことを確認する必要がある。具体的には、①取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む。)等)について最新の制裁リストと照合するなど、的確な運用を図ることや、②制裁対象者が新たに指定された際には、遅滞なく、依頼人に係る情報と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守等である。

なお、最新の制裁リスト等は、告示されるだけでなく、日本公認会計士協会を通じて速やかに公認会計士等へ共有されるため、公認会計士等においては、そうした情報等も活用しながら対応することが考えられる。

IV 本ガイドラインについて

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、ガイドライン案を令和5年12月15日に公表し、令和6年1月15日まで意見募集を行い、所要の整備を行った上で、3月29日に確定版を公表し、改正犯罪収益移転防止法の施行にあわせて4月1日から施行されている。

本ガイドラインは、監督当局として、リスクベース・アプローチに基づくモニタリングにあたって、公認会計士等において求められる取組みを明確化するとともに、モニタリングのあり方等を示したものである。マネロン対策等のガイドラインは、公認会計士等向けの本ガイドラインのほか、各特定事業者を監督している行政庁が、それぞれガイドラインを策定している。公認会計士等においては、他の士業と兼業している者も一定数いると考えられるところ、兼業の資格において行っている業務については、当該士業を監督している行政庁が策定しているガイドラインに沿って、適切に対応することが必要である。

また、マネロン対策等にあたっては、本ガイドラインのほか、警察庁が公表している「犯罪収益移転防止法の概要」等が参考になるほか、疑わしい取引の届出にあたっては、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」や警察庁が公表している「疑わしい取引の届出方法」、「疑わしい取引の届出における入力要領」等も参考になる。

2 本ガイドラインの内容

本ガイドラインは、「第1 はじめに」、「第2 求められる取組み」、「第3 リスクベース・アプローチ」、「第4 金融庁によるモニタリング等」、「第5 官民連携・関係当局との連携等」の5章で構成されている。各章の概要を簡単に紹介する。

(1) 第1 はじめに

マネロン対策等に係る考え方や、マネロン対策等が求められている背景に加え、本ガイドラインの位置付けや金融庁による監督上の対応等の概要について規定している。

(2) 第2 求められる取組み

犯罪収益移転防止法上求められる①取引時確認、②確認記録及び取引記録等の作成・保存、③取引時確認等を的確に行うための措置、④疑わしい取引の届出といった各種義務について、どのように対応するのか、何が想定されているのか等、法令の内容をより具体的に記載しているものとなる。

犯罪収益移転防止法で求められる義務に加え、何人規制である外為法・財産凍結法上求められる義務についても具体的に記載している。当該部分については、マネロン対策等だけでなく、拡散金融対策にも関連するものである。

(3) 第3 リスクベース・アプローチ

金融庁が策定・公表している、金融機関等向けのマネロン対策等のガイドラインである「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における考え方と基本的には同様であり、公認会計士等の業務等の実態や特性を踏まえた規定となっている。

公認会計士等がマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスク(以下「マネロン・テロ資金供与リスク」という。)等を自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制

の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる旨等を規定している。なお、マネロン対策等におけるリスクベース・アプローチとは、公認会計士等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講じることをいう。

(4) 第4 金融庁によるモニタリング等、第5 官民連携・関係当局との連携等

金融庁におけるモニタリングの方針を示しているほか、金融庁と日本公認会計士協会等及び関係省庁との連携や、日本公認会計士協会に対して期待すること等について規定している。

V おわりに

令和3年8月にFATF第4次対日相互審査結果報告が公表されたことは先述したとおりだが、この中で日本は「重点フォローアップ国」に指定されており、指摘事項の改善状況を3年間毎年FATFへ報告するよう義務付けられている。これまで、令和4年及び令和5年に計2回の対日相互審査フォローアップがされてきたところであり、令和6年の3回目のフォローアップは、先述の公認会計士等に関連する改正を行った犯罪収益移転防止法の施行後初めてのフォローアップであり、当該法令改正を含む各種の取組みについても審査の対象となる見込みである。

また、FATFでは、令和6年夏から本

格的に開始される第5次相互審査全体プロセスに向けた国際基準の改訂が進められており、我が国としては、こうした基準の改訂への対応も検討する必要がある⁷。

我が国を取り巻く情勢は刻々と変化しており、国際的に求められるマネロン対策等も絶え間なく変化している。こうした変化や国際的な要請に対応し、我が国においてマネロン対策等の実効性を確保していく上では、我が国におけるリスクを関係者が十分理解し、リスクに応じたメリハリのある対策を講じていくことが重要である。

また、マネロン対策等の実効性を高めるためには、国民の理解と官民の連携による取組みが不可欠である。引き続き、積極的な広報活動により国民の理解を得ていく必要がある。公認会計士等においても、マネロン対策等の趣旨や重要性を踏まえ、引き続き協力をお願いしたい。

<注>

- 1 平成元年のアルシュ・サミット経済宣言を受け、マネー・ロンダリング対策の国際基準策定・履行状況について審査を担う多国間枠組みとして設立された。平成13年の米国同時多発テロ事件を受けて、その任務にテロ資金供与対策が追加され、さらに平成24年2月のFATF勧告改定により、大量破壊兵器の拡散に関する資金供与対策等が追加された。
- 2 FATFが定めている、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネロン対策の基準をいう。

3 日本では、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、カジノ事業者といった事業者や、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士といった士業者を指す。

4 なお、同政策会議は、令和6年4月に、第5次対日相互審査も見据えた「行動計画(2024-2026年度)」を新たに策定。

5 FATF「The FATF Recommendations -INTERNATIONAL STANDARDS ON COMBATING MONEY LAUNDERING AND THE FINANCIAL OF TERRORISM & PROLIFERATION- (Update November 2023)」

6 さらに、公認会計士等が顧客等と取引を行う際に取引時確認等が必要となるのは特定業務のうち一定の取引である。

7 なお、FATF第5次対日相互審査については、オンサイト審査は令和10年8月から開始され、第5次対日相互審査報告書は、令和11年2月のFATF会合において採択される予定となっている。

*必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード	J 0 1 0 1 7 6
研修コード	1 0 0 1
履修単位	0.5 単位

